

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（中小企業退職金共済法の一部改正関係）の概要

独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、勤労者退職金共済機構における資産運用のリスク管理体制を強化するとともに、制度のポータビリティの向上等を通じた事務・事業の見直しを行うもの。

1. 資産運用に係るリスク管理体制の強化

資産運用業務に対するリスク管理機能等を強化するため、勤労者退職金共済機構に、厚生労働大臣が任命する委員から構成される**資産運用委員会**を設置し、資産運用に関する議論を行う。

2. 制度のポータビリティの向上等を通じた事務・事業の見直し

(1) 特定退職金共済事業からの資産移換

特定退職金共済事業を廃止する団体から、事業主単位で中小企業退職金共済制度（中退共制度）へ資産移換することを可能とする。

(2) 確定拠出年金制度（DC）への資産移換

共済契約者（中退共制度に加入している事業主）が中小企業者でなくなった場合、事業主単位で中退共制度から確定拠出年金制度（DC）（企業型）へ資産移換することを可能とする。

(3) 制度間通算における全額移換の実施

中退共制度と特定業種退職金共済制度間等の通算において、通算できる金額の上限を撤廃する。

(4) 企業間通算の申出期間の延長

被共済者（中退共制度に加入している従業員）が転職等により中退共制度間等を移動した場合の通算の申出期間を、現行の2年以内から3年以内へ延長する。

(5) 建設業退職金共済制度の退職金支給方法の見直し

建設業退職金共済制度における退職金が支給されない掛金納付期間を、現行の24月未満から12月未満へ短縮する。

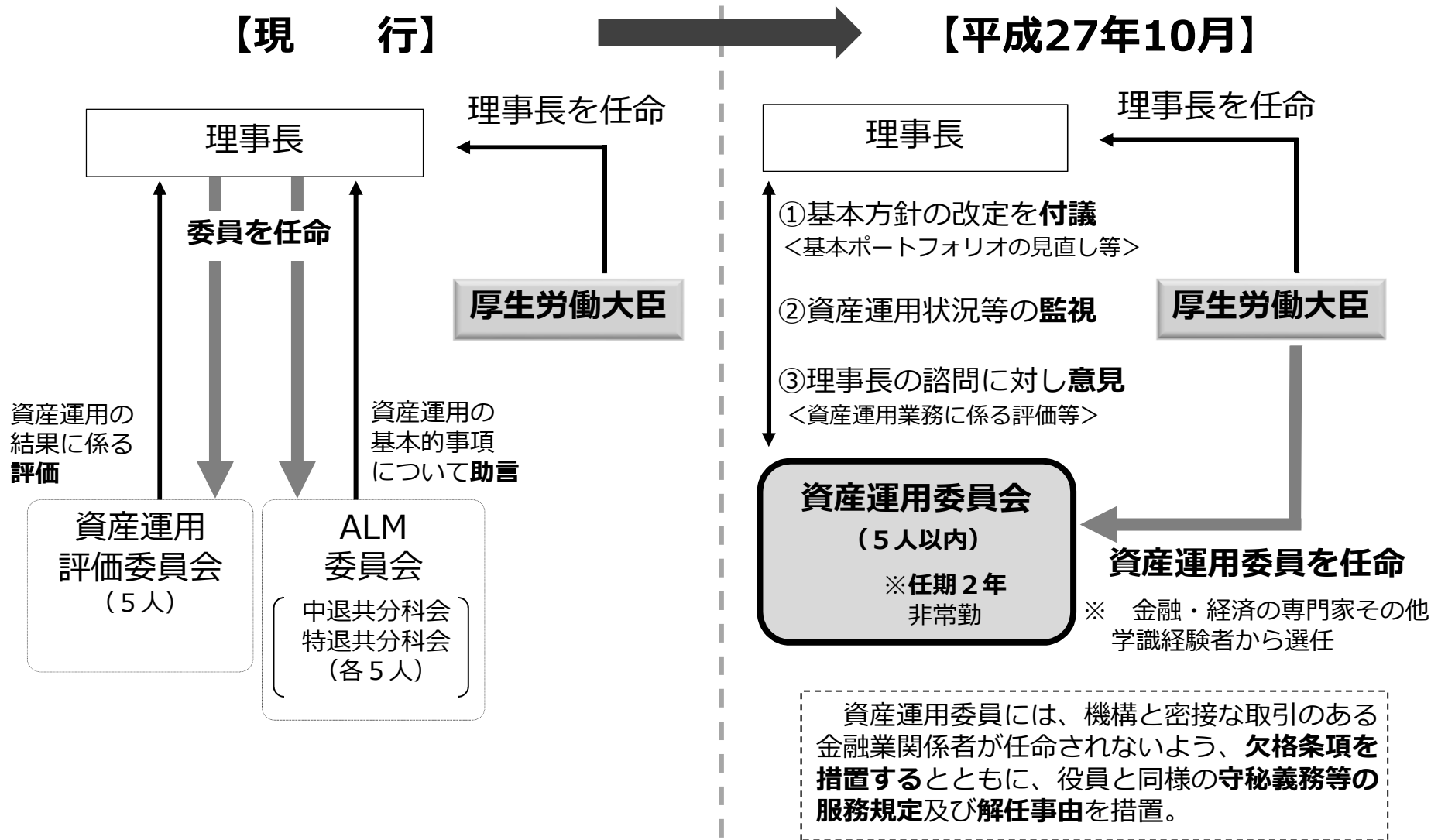
(6) 未請求退職金発生防止対策の強化

勤労者退職金共済機構が住基ネットを活用して退職金未請求者の住所把握を行うことを可能とする。

公布日：平成27年5月7日 施行期日：平成28年4月1日（ただし、1は平成27年10月1日）

1 資産運用に係るリスク管理体制の強化

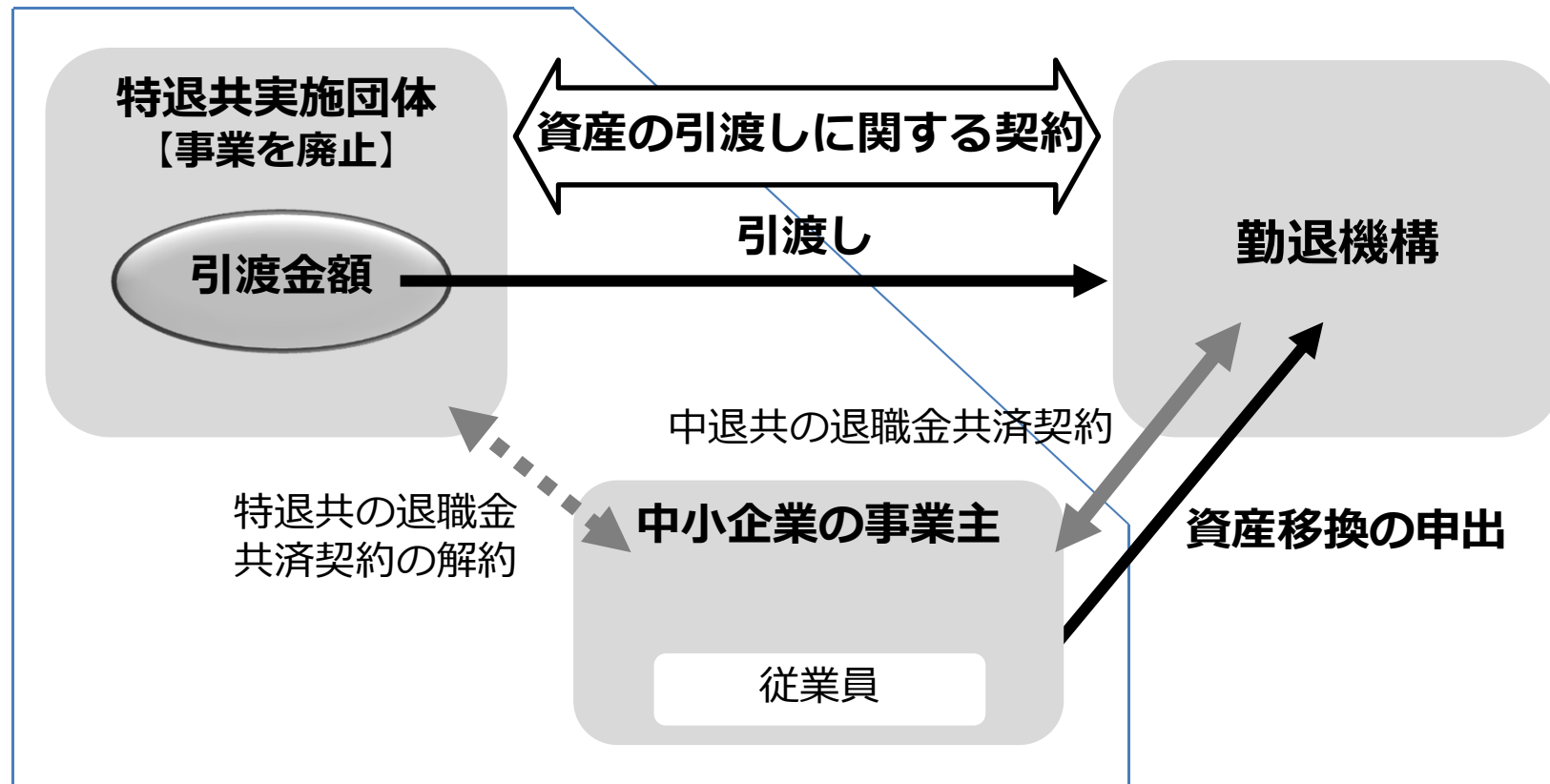
- 厚生労働大臣が任命する委員から構成される資産運用委員会が、資産運用の重要事項に係る審議等を行うことにより、独立行政法人勤労者退職金共済機構の資産運用業務に関し実効性あるリスク管理体制を整備する



2 (1) 特定退職金共済事業からの資産移換

- 特定退職金共済事業（特退共）※に加入している各企業において退職金制度の存続を図るため、特退共事業を廃止する団体に係る資産を、事業主単位で中退共制度へ移換できることとする。

※ 退職金共済事業を行う市町村、商工会議所、商工会、商工会連合会、都道府県中小企業団体中央会等の法人で、その行う退職金共済事業につき税務署長の承認を受けた団体が実施するもの。

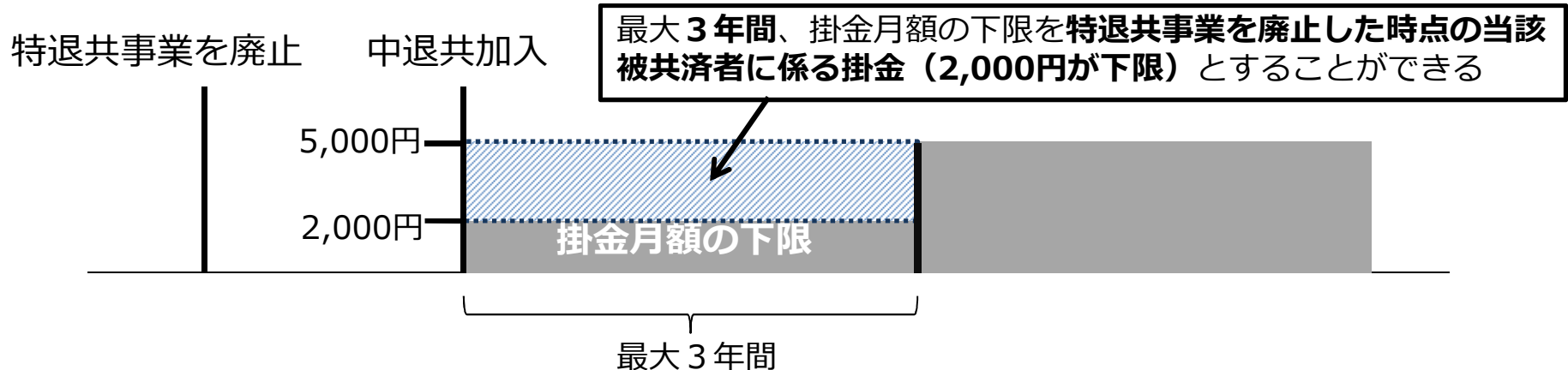


(注) 特退共事業実施団体が同事業を廃止する前から引き続き中退共に参加している事業主も資産移換を認める。

2 (1) 特定退職金共済事業からの資産移換 (続き)

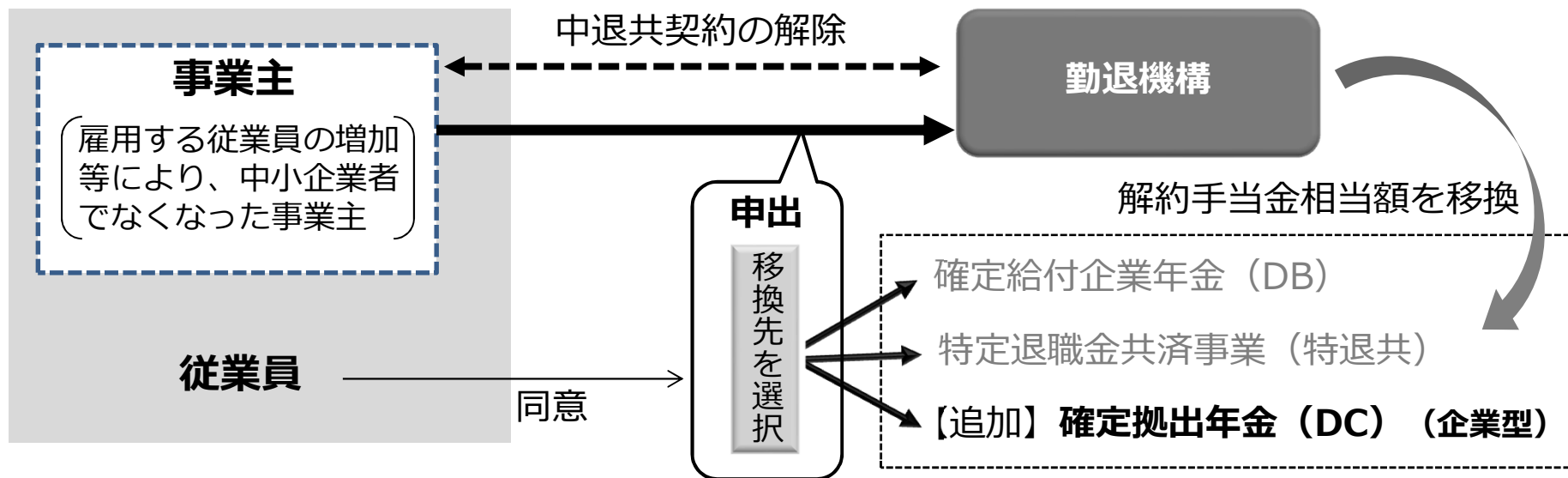
掛金月額の経過措置について

- 特退共では掛金月額の下限は法令上定めがなく、一般的には1,000円となっているのに対し、中退共の掛金月額の下限は5,000円となっており、資産移換を行う事業主にとっては負担増となる可能性。
 - ※ 既存の中退共の共済契約者との均衡のため、恒常的な掛金の特例を認めることは困難。
- 事業主の負担を軽減し円滑な移換を実現するため、中退共に参加したときから**3年間に限り**、特退共の実施団体から資産移換を行った被共済者に係る掛金月額については、**特退共事業を廃止した時点の当該被共済者に係る掛金 (2,000円が下限) 以上の掛金**とすることを認める。
 - ※ 経過措置期間中であっても、**掛金の増額 (5,000円未満の額の範囲内における増額を含む) は可能 (5,000円未満の額の範囲内における減額は認めない)**。
 - ※ 5,000円未満の範囲内における掛金の増額は、掛金月額の上限に係る掛金負担軽減措置の対象とはしない。



2 (2) 確定拠出年金 (DC) への資産移換

- 中退共制度は加入要件として中小企業の事業主であることが必要のため、事業主が事業の拡大等により中小企業者でなくなった場合、中退共契約は解除される。
- その場合、被共済者である従業員は、解除時点における退職金相当額を解約手当金として受け取るか、確定給付企業年金 (DB) 又は特退共へ資産移換するか選択できるところ、新たに確定拠出年金 (DC) (企業型) に資産移換することも選択できることとする。



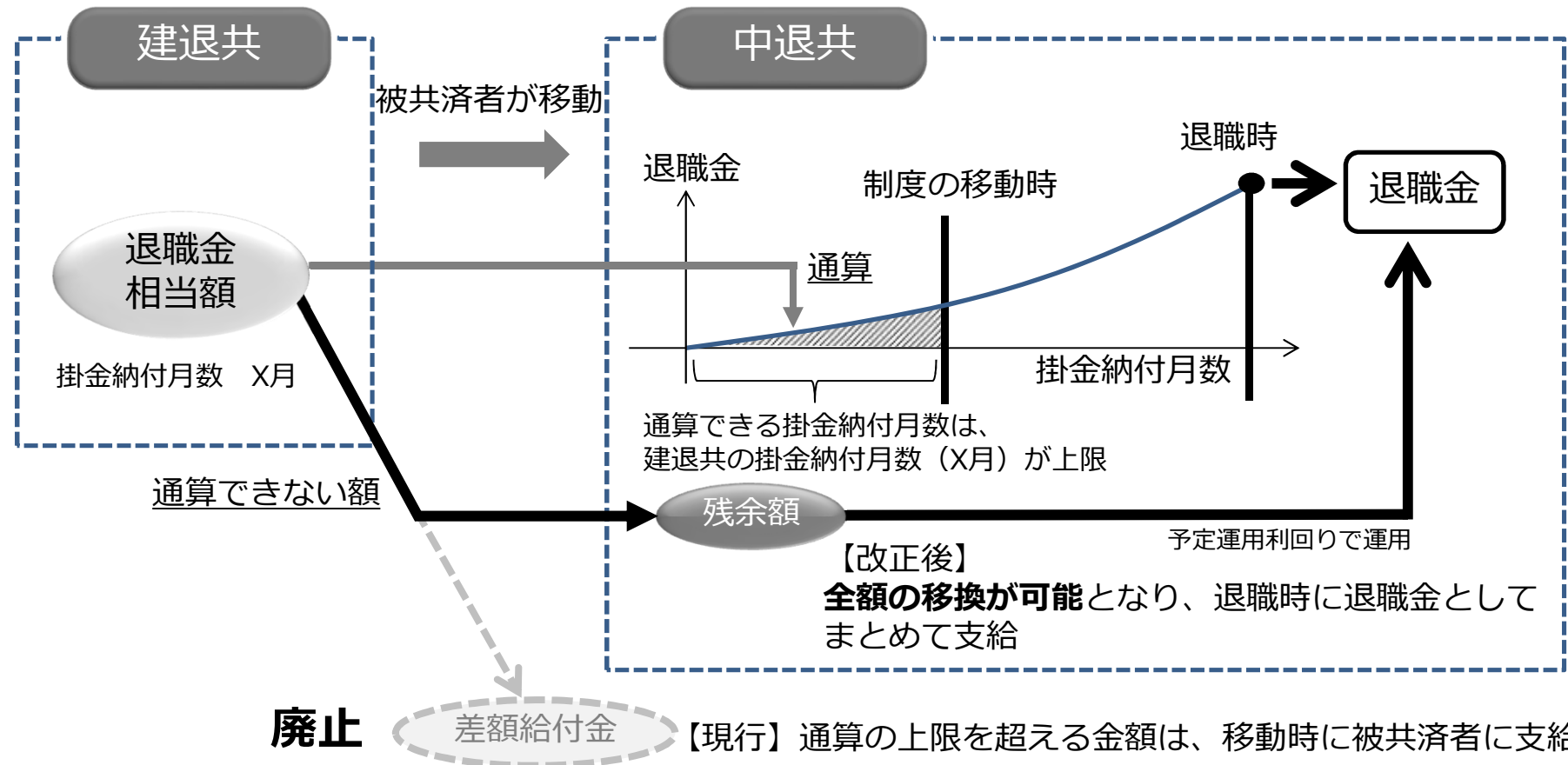
解約手当金を他制度へ移換するか、その支給を受けるかの判断にあたっては、従業員の同意が必要

2 (3) 制度間通算における全額移換の実施

- 現行、被共済者が中退共制度と特定業種退職金共済制度の間等 (※) を移動し、移動前の制度における退職金を移動後の制度に通算する場合、通算できる金額に上限があり、上限を超える額は差額給付金として被共済者に支給されている。
- 通算制度を利用する被共済者の利便性の向上及び将来に支給される退職金の充実を図るため、その上限を撤廃し、全額を移動後の制度に通算できることとする。

※ 特定業種退職金共済制度間を移動した場合を含む。

例：建退共から中退共に被共済者が移動した場合

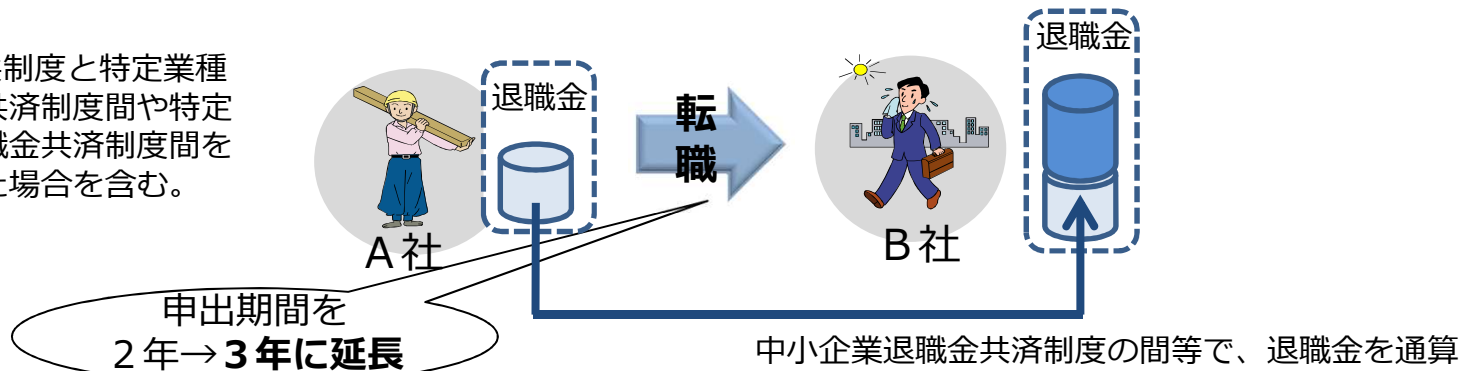


2 (4) ~ (6) 企業間通算の申出期間の延長等

2 (4) 企業間通算の申出期間の延長

- 従業員が中退共制度の加入事業所間等 (※) を転職した場合、退職後2年以内に通算を申し出ればその前後の退職金を通算することができるが、その期間を**3年まで延長**する。

※ 中退共制度と特定業種退職金共済制度間や特定業種退職金共済制度間を移動した場合を含む。



2 (5) 建設業退職金共済制度の退職金支給方法の見直し

- 建設業退職金共済制度における退職金が支給されない掛金納付期間 (不支給期間) を、24月未満から**12月未満へ短縮**する。

2 (6) 未請求退職金発生防止対策の強化

- 既に退職している者に対して中退共制度の退職金を確実に支払うため、勤退機構が**住基ネットを活用**して退職金未請求者の住所把握を行うことができるようにする。

